

竜が台防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

(地区防災計画書)

平成27年 1月作成

地域おたすけガイドを作成する前に…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、神戸市が作成された事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの地域や防コミでの訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



竜が台防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド (地区防災計画書)

防コミ運営本部設置基準

- ・震度6弱以上で地震による災害が地域で発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。

活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょ!!

防コミ運営本部 設置場所	竜が台地域福祉センター 793-4030 Fax 793-4030		
	竜が台小学校 793-1833 Fax 793-1834		
	竜が台中学校 791-0762 Fax 791-1457		
ブロック本部設置場所 電話、Fax、場所 別紙防コミ名簿による			
防災資機材庫の場所 倉庫別の機材リストは別紙	竜が台地域福祉センター	竜が台東公園	竜が台南公園
避難所	竜が台小学校	竜が台中学校	
災害時要援護者 名簿保管場所	地域別民生児童委員 各自治会・管理組合 ささえあいチームリーダー		
防災行政無線保有者	竜が台地域福祉センター	防コミ委員長	防コミ副委員長
地域内の危険箇所	別紙		

□は、その行動が完了したら ✓ をつける。

地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。避難する場合は避難場所を伝える。伝言ダイヤルの活用
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。周囲の住民に助けを求める
- ラジオなどで情報の確認。
- 安否を第1次避難所に報告(電話・FAX可)
ブロック連絡先の住民への周知(個別チラシに明示)
- 家屋の損壊やインフラが止まったことによる避難所や親族宅に移動する際の第1次避難所への報告

2 自治会・管理組合毎(以下「ブロック」という)の災害対応

- 防災活動が可能な自治会役員や住民は第1次避難所に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長(単位自治会長等)は第1次避難所で地域内の被災状況を確認する。
資機材が必要な災害の場合は自治会や住民が保有の資機材を確認手配し、不足する場合は竜が台防コミ本部が設置の資機材庫(別紙の場所及び資機材別の保管リスト)で借用することも可能であるが、他の自治会等でも使用することもあるので、調整が必要である。
- 消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた住民で編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、携帯電話、一般電話及びパソコン等で地震情報等の収集を行う。
- 収集した地震情報等は、必要に応じて各住民に伝達する。
- ブロック長は各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行ない、竜が台防災対策本部に可能な限り伝達し情報の共有を行う。
- 竜が台防災対策本部と連携をとり行政や支援組織の情報を入手し、必要に応じ住民に情報提供を行う。
- 災害の状況により隣接のブロックとも連携を図る。
- 相互で連絡網を保有し円滑な情報伝達が行えるようにする。
*地震時は有線電話、携帯電話は使用できない場合がある。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
 - * ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

- ブロック単位であらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
 - * 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
 - * 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効である。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

防災福祉コミュニティとしての活動

8 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。



9 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

10 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる
- 避難者名簿の作成
避難者名簿(別紙)

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

【数時間後～3日（72時間） ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 各自治会・管理組合の役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。
(基本的な役割表 別紙)

2 竜が台災害対策本部による避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 同行避難してきたペットへの配慮
- 災害時要援護者への配慮(要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応:保健室の利用など)

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト(人工肛門など)などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。



「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、357箇所を「福祉避難所」に指定しています(平成29年3月末時点)。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、一般電話、携帯電話、インターネット等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

- 1 情報収集
収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。
 - (1) ラジオ等での情報収集
通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビのほか、携帯電話、一般電話、インターネット等も活用する。
 - (2) 地域巡回の情報収集担当からの情報収集
 - (3) 竜が台防災対策本部との情報収集
定期的に竜が台防災対策本部等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。
 - (4) 近隣自治会・管理組合(ブロック)との情報収集
被害の状況により近隣のブロックと連携を図る
竜が台地域連絡網を活用する
- 2 情報伝達
情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安 否 確 認

- 1 安否確認情報の収集
- 2 安否不明者の確認
 - (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
 - (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認
建物に甚大な被害がないかを確認する。
- 2 声かけ・呼びかけ確認
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみる。
- 4 庭、勝手口等の確認
状況が把握できないときは、庭、勝手口などを確認してみる。
- 5 確認シール貼付
確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付する。

必ず右上部付近に貼付

シールの色分け

- 救助・支援の必要あり ● 安否の確認できず ● 確認済み・支援の必要なし

救出・救護活動

- 1 自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、ボール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

- 1 被害の実態把握
 - (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
 - (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
 - (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。
- 2 二次災害の防止
 - (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
 - (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
 - (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。
- 3 要救助者の救出
 - (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
 - (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。
- 4 応急手当
出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

- 1 自治会単位で消火器やバケツなどを活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

竜が台地域の消火器具類についての現状は戸建て住宅の地域では各住民が個別に準備する消火器や集合住宅については避難階段に消火器があるか各住戸が個別に準備する消火器程度しかない。

竜が台地域は住宅地のため地震時の失火を防ぐのは住民の意識と行動が最も重要である。

よって現状避難訓練時に行う消火器の使用法の訓練は重要である。

大災害時には消防による消火は期待できないため、まずは火を出さないこと、万一火事になった場合は助けを求め各人の消火器や持ち寄りの消火器で初期消火をおこなう。また参集した住民によりバケツや水道につないだホースにより消火に努める

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者
避難所での電源確保が必要。

